

お知らせ
(教育同時)

平成29年2月22日

京都市文化市民局

(担当 文化芸術都市推進室文化財保護課
電話 366-1498)

京都市文化財保護条例に基づく第35回京都市文化財の指定等について

京都市文化財の指定・登録については、京都市文化財保護審議会（会長 ^{いのうえ}井上 ^{みつお}満郎氏）に諮問した結果、平成29年2月21日（火）に下記のとおり決定しましたのでお知らせします。

記

今回決定の京都市指定・登録文化財件数

1 有形文化財

- | | |
|-----------------|----------------|
| (1) 建造物 | 指定2件
追加指定1件 |
| (2) 美術工芸品（絵画） | 指定1件 |
| (3) 美術工芸品（彫刻） | 指定1件 |
| (4) 美術工芸品（考古資料） | 指定1件 |
| (5) 美術工芸品（古文書） | 追加指定1件 |

2 記念物

- | | |
|--------|------|
| (1) 名勝 | 指定1件 |
|--------|------|

<参考>

指定等についての考え方

- ・市民生活や地域社会との関わりの深いものを重視する。
- ・緊急に保存措置を講じる必要のあるものを優先する。
- ・多岐に渡って数多く存在している文化財は、地域又は種類を選択、限定して調査を行い、逐次指定等を行う。